

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を 第27回 IBA World Women Lawyers' Conferenceに参加して

男女共同参画推進本部事務局次長 坂野 維子 (57期)

今年4月12日・13日の2日間、ロンドンでIBA（国際法曹協会）主催の国際会議「World Women Lawyers' Conference」（世界女性弁護士大会）が開催された。概ね隔年で開催される同大会は今回で第8回目となり、世界各国から女性を中心に、過去最多の約230名の弁護士の参加があった。セッションは、キャリア形成やダイバーシティのための取組事例など女性弁護士に直接関連するものと、それ以外の様々な法律分野に関し協議するものだが、概ね半々の割合で設けられた。

当会男女共同参画推進本部の活動に関連するものとしては、大会2日目に行われた意見交換パネルが興味深かった。英国、ドイツ及び米国の弁護士会・法曹団体の理事者やIBA幹部を務める合計4名のベテラン女性弁護士が登壇し、「弁護士会・法律事務所等の組織で、男女共同参画を実現するには」という大きなテーマで、ざっくばらんに話し合う、というものである。例えば、「統計上女性弁護士の転職は、出産・育児の負担が集中する30代前半～半ば以外の様々な年代で男性よりも多く見られ、男女での育児分担は重要な課題だが、問題はそれだけではない」「男性は、将来成長する可能性さえあれば引き上げてもらえるが、女性の場合は、いわゆるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を受けキャリアの途上で孤立しやすい」「女性弁護士が身近なロールモデルやメンターを得にくいことも一因である。先輩女性と交流できる機会を設けることが重要だ」「クオータ制への批判は理解するが、女性に対する偏見・特別視は、先にとにかく女性の数・割合を増やすことで自然と解消する面もある」等々、示唆に富む発言が次々に飛び出した。全体的に、当会や日弁連の男女共同参画推進本部が行っている各種取組と通じる問題意識が多々読み取れ、活動の方

向性は、国を問わず極めて近いように感じた。

併せて、海外の弁護士会による工夫事例が紹介され、例えばドイツの法曹団体German Bar Associationでは、弁護士会主催の各種の研修講師を務める弁護士のうち30%（同団体の女性比率に合わせた数値）を女性とすることを目指すというガイドラインを設けた結果、強制ではないにもかかわらず、自然に多くの研修で当該目標が達成されたとのことである。また英国の弁護士会Law Societyからは、昨年末に国内外の7000人以上の弁護士に対しアンケート調査を行い、そこから判明した弁護士の男女収入格差等の問題について協議する会議を今年夏にかけて複数回開催中、との事例が紹介された。

ところで、このような男女共同参画のための活動という、「なぜ敢えて性別にこだわるのか。プロなら性別は無関係ではないか」という意見も耳にする。この点については、IBA幹部の英国弁護士が大会冒頭の挨拶で述べた「将来的には、あらゆる国の弁護士業界で男女共同参画が実現して、このような大会を開く必要がない、という状況になることを望む。しかし現状では、徐々に改善しているとはいえ、女性弁護士は依然として様々な困難に直面していると言わざるをえず、このような大会で問題意識や情報を共有する意義は大きい」との言葉が心に残った。後の世代の弁護士達に、性別にかかわらず自由に仕事や働き方を選び経済的にも自立できる、より良い環境を残していくことが、今よりもっと困難な時代を切り開いて今日への道筋をつけてくれた先輩弁護士達への恩返しにもなり、また、より強く信頼される法律事務所、ひいては弁護士業界を実現することにつながるのではないかと。そんな思いを共有する仲間が、当会や日弁連のみならず海外にも大勢いることが、心強く感じられた2日間だった。